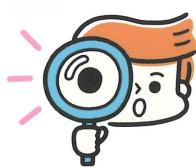


地域・在宅看護がかかわる 主な法・制度・施策

表 1 ライフステージと対応する主な法・制度

ライフステージ		誕生		就学	
発達段階		胎児/乳児期	幼児期	学童期	思春期
主な健康課題		発達支援 育児支援 虐待	発達支援 感染症 育児支援 安全な環境 虐待	感染症 学習支援 性教育 肥満 虐待	
社会保険	医療保険 (p.38)	国民健康保険法、健康保険法、船員保険法、			
	介護保険 (p.41)	 くわしくは各ページで解説しています			
	年金保険 (p.51)				
	雇用保険 (p.51)				
	労災保険 (p.52)				
生活保護 (p.52)		生活保護法			
権利保障	虐待の防止 (p.53)	児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法			
	成年後見制度 (p.53)				
障害者(児)福祉 (p.55)		障害者総合支援法(介護給付・訓練等給付・自立支援医療・相談支援・補装具など) ※身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、難病が対象			
		児童福祉法(障害児通所支援、障害児入所支援)			
		医療的ケア児支援法			
各種保健	母子保健 (p.57)	母子保健法(母子健康手帳の交付、妊婦健診、乳幼児健診、保健指導など)			
		児童福祉法(乳児全戸訪問事業など)			
	学校保健 (p.58)	学校保健安全法(児童・生徒の健康診断、臨時休業、			
	産業保健 (p.58)				
	成人保健 (p.59)				

関連する法・制度・施策は、保健・医療や社会福祉をはじめとして、個人のライフステージ全般にわたってさまざまなものがあります。ロードマップとして、本書で取り上げるものを一覧できるよう表1にまとめました。ライフステージに沿って人々が安定した生活を送れるよう、重層的に整えられていることがわかるでしょう。

18歳	20歳	就業		退職後		
青年期		壮年期	向老期	老年初期	老年中期	老年後期
性感染症 自殺		生活習慣病 自殺 がん 精神保健		老化、うつ、老年症候群、認知症		
				寝たきり、転倒、転落、虐待		
各共済組合法 ※74歳まで						高齢者医療確保法 (後期高齢者医療制度) ※75歳から加入
				介護保険法 ※40歳から加入		
国民年金法・厚生年金保険法 ※20歳から加入						
雇用保険法						
労働者災害補償保険法(労災保険)						
法定後見制度(後見・保佐・補助)、任意後見制度						
訪問看護(p.49)は 医療保険または 介護保険で利用可能						
						
出席停止)	職員の健康診断					
	労働基準法、労働安全衛生法					
高齢者医療確保法(特定健診・特定保健指導) ※40～74歳						

訪問看護(p.49)は
医療保険または
介護保険で利用可能

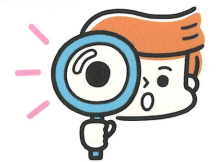
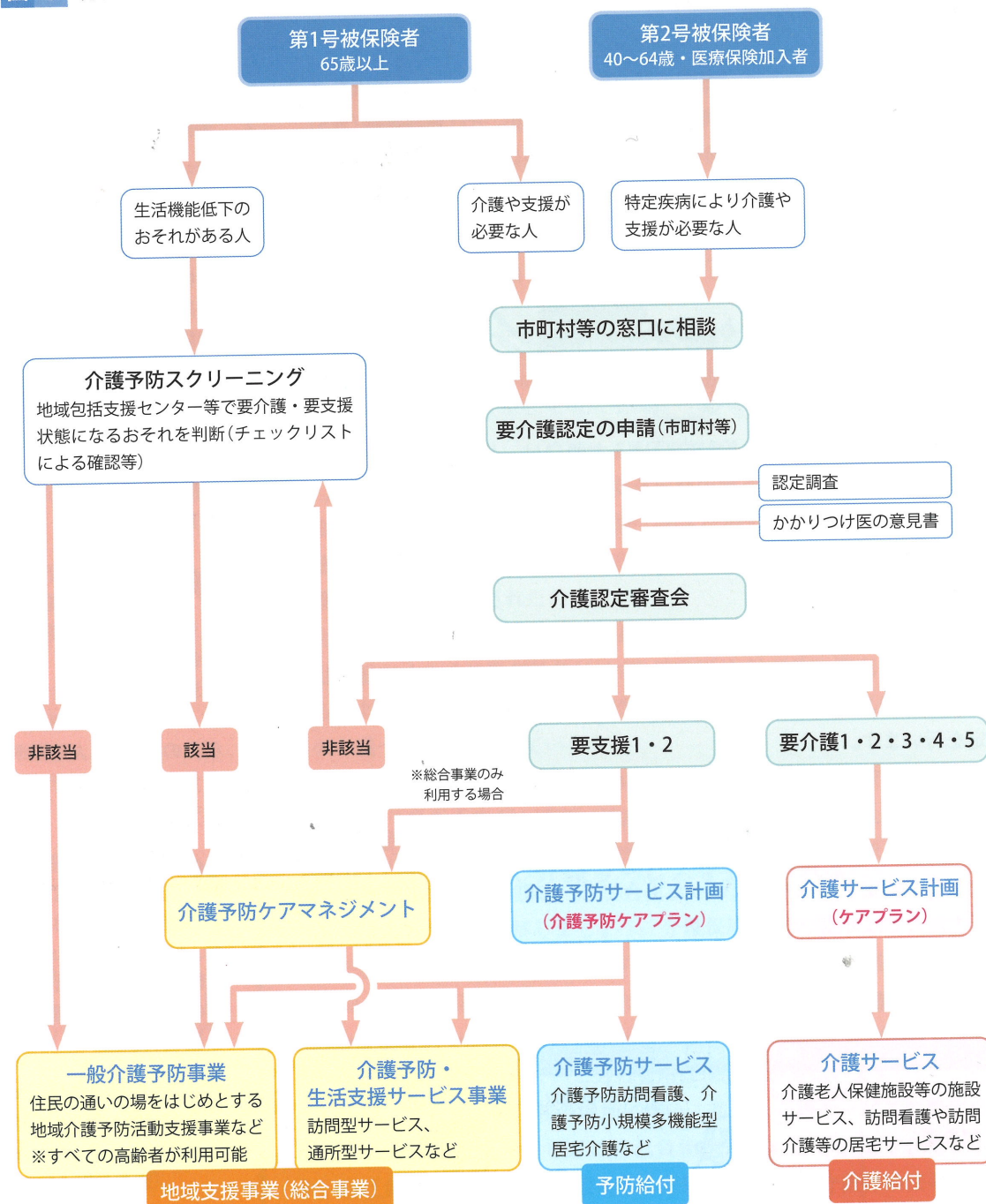


図 3 介護サービスの利用の流れ



池西静江, 石束佳子 編: 看護学生スタディガイド2022. 照林社, 東京, 2021: 1253. より引用、一部改変



要支援になると予防
給付、要介護にな
ると介護給付を受け
られるんだね

介護保険による給付(サービス)

介護保険の給付は、基本的に介護サービスなどの現物給付です。**要介護認定者は介護給付、要支援認定者は予防給付**を受けられます。主な給付(サービス)は大きく3つに分けられ、①居宅サービス、②地域密着型サービス、③施設サービスがあります(表6)。施設サービスは要支援認定者の予防給付では受けられないことに注意しましょう。

! あなたの身近な人(家族や親戚など)が受けている介護サービスは表6のどれにあたるか調べてみましょう。

表 6 介護保険で利用できる主なサービス

対象		介護給付	予防給付
		要介護1～5 認定者	要支援1・2 認定者
居宅サービス	訪問	訪問介護 訪問看護 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	介護予防訪問看護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
	通所	通所介護 通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
	短期入所	短期入所療養介護 短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所生活介護
	その他	特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売(購入費の支給)	介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売(購入費の支給)
地域密着型サービス		定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ほか	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
施設サービス		介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設(令和5年度廃止予定)	

※なお、要介護・要支援ともに、自宅(介護保険被保険者証に記載する家)に住んでいる場合、「住宅改修費」が受けられる。
池西静江, 石束佳子 編: 看護学生スタディガイド2022. 照林社, 東京, 2021: 1254. より引用、一部改変



サービスの内容については
第5章(p.62～)で
解説しています